

湖北広域行政事務センター告示第6号

湖北広域行政事務センターの建設工事に係る発注の見通しならびに建設工事等の入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱等の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

(湖北広域行政事務センターの建設工事に係る発注の見通しならびに建設工事等の入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱の一部改正)

第1条 湖北広域行政事務センターの建設工事に係る発注の見通しならびに建設工事等の入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項の公表要綱（平成19年湖北広域行政事務センター告示第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に改める。

第1条中「および」を「及び」に改め、「する建設工事」の次に「並びに測量・設計及びコンサルタント業務」を加え、「ならびに」を「並びに」に改める。

第2条第1項中「および」を「及び」に改め、「除く。」の次に「並びに測量・設計及びコンサルタント業務（予定価格が250万を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務であつてセンターの行為を秘密にする必要があるものを除く。）」を加え、同項第1号中「工事」の次に「又は業務」を加え、同条第2項中「公表は、」の次に「湖北広域行政事務センターホームページに掲載するとともに、」を加え、同条第5項中「および」を「及び」に改める。

第3条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条中「または」を「又は」に改め、同条各号中「および」を「及び」に改める。

第4条の見出し中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第1項中「250」を「200」に改め、「と見込まれる」を削り、「および」を「及び」に改め、「除く。」の次に「並びに測量・設計及びコンサルタント業務（予定価格が100万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務であつてセンターの行為を秘密にする必要があるものを除く。）」を加え、同項各号列記以外の部分中「ならびに」を「並びに」に改め、同項第2号ア中「または」を「又は」に改め、同号イ中「。ただし、公表する予定価格は建設工事のうち土木一式工事ならびに建築一式工事に限るものとする。」を削り、同項第3号ア中「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同号イからエまでの規定中「または」を「又は」に改め、同項第4号イ中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「工事」の次に「等」を加え、「および」を「及び」に改め、同条第3項を削る。

第5条の見出し中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改め、同条第1項中「管理者は、委託業務」の次に「（前条第1項に定める測量・設計及びコンサルタント業務を除く委託業務で、予定価格が100万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する業務であつてセンターの行為を秘密にする必要があるものを除く。）」を加え、「250」を「150」に、「および」を「及び」に改め、同項中「委託業務・」を削り、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同項第3号ア中「または」を「又は」に、「なら

びに」を「並びに」に改め、同号イ及びウ中「または」を「又は」に改め、同条第2項を削る。

第6条第1項中「方法とし、」の次に「湖北広域行政事務センターホームページに掲載するとともに、」を加え、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

(湖北広域行政事務センター総合評価技術審査会設置要綱の一部改正)

第2条 湖北広域行政事務センター総合評価技術審査会設置要綱（平成24年湖北広域行政事務センター告示第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号並びに第6条第2項及び第3項中「および」を「及び」に改める。別表委員の項中「事務局次長（施設整備課長）」を「施設整備課長」に改め、「事務局次長（クリスタルプラザ所長）」を削る。

(湖北広域行政事務センター建設コンサルタント業務等に係る総合評価技術審査会設置要綱の一部改正)

第3条 湖北広域行政事務センター建設コンサルタント業務等に係る総合評価技術審査会設置要綱（平成31年湖北広域行政事務センター告示第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号並びに第5条第2項及び第3項中「および」を「及び」に改める。別表委員の項中「事務局次長（施設整備課長）」を「施設整備課長」に改め、「事務局次長（クリスタルプラザ所長）」を削る。

(湖北広域行政事務センター低入札価格調査審査委員会設置要綱の一部改正)

第4条 湖北広域行政事務センター低入札価格調査審査委員会設置要綱（平成24年湖北広域行政事務センター告示第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「事務局次長（施設整備課長）」を「施設整備課長」に改める。別表委員長の項中「事務局次長（施設整備課長）」を「施設整備課長」に改め、同表委員の項中「事務局次長（クリスタルプラザ所長）」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。